

条例、施行規則改正に係る職員配置基準の運用方法(案)

【用語の定義】

(1) 常勤の職員

施行規則で定める日時において常に勤務する職員をいう。

(2) 非常勤の職員

施行規則で定める日時より少ない時間数を勤務する職員をいう。

(3) 3職種

施行規則で定める保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者をいう。

(4) 条例

日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例をいう。

(5) 施行規則

日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例施行規則をいう。

【運用方法】

以下に定める事項については、日野市地域包括支援センター運営協議会での承認が必要となるが、本協議会は年数回の開催であり、以下に定める対応を行う時期と本協議会開催の時期を合わせることが困難であるため、具体的な適用条件について、あらかじめ本協議会の承認を得たうえで、本運用方法を規定し適用することとする。

なお、本運用方法については、第1号被保険者数や地域包括支援センターの運営状況等により適宜見直しを行うこととする。

【常勤の職員の配置が困難な場合】

従来通り、条例及び施行規則に定める常勤の職員の配置を原則とするが、それらが困難な場合においては、以下を適用することができることとする。

(1) 常勤換算方法

一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数について、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によりすることができる。

(2) 複数圏域の合算

上記にかかわらず、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、

質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

【常勤換算方法について】

（１）考え方

- ・常勤の職員1名の員数を1.0とする。
- ・3職種いずれかの欠員により複数の非常勤の職員を配置する場合は、員数が0.5以上であり、かつ当該欠員職種と同職種の職員を1名以上配置しなければならない。

（例）常勤の主任介護支援専門員が1名欠員の場合

- 正）非常勤の主任介護支援専門員1名（員数0.5）と非常勤の社会福祉士1名（員数0.5）を配置
- 誤）非常勤の保健師1名（員数0.5）と非常勤の社会福祉士1名（員数0.5）を配置
- 誤）非常勤の主任介護支援専門員1名（員数0.3）と非常勤の社会福祉士1名（員数0.7）を配置

（２）市への報告など

- ・非常勤の職員の配置を予定する場合は、あらかじめその旨を市に報告しなければならない。
- ・非常勤の職員を配置する場合は、1週間あたりの勤務時間数を追記した「地域包括支援センター職員登録届」をあらかじめ市に提出しなければならない。
- ・非常勤の職員の配置は必要最小限とし、常勤の職員の採用活動を積極的に行わなければならない。

【複数圏域の合算について】

（１）考え方

- ・現状、複数圏域の合算を行ううえでは、以下の課題が考えられる。
 - 複数圏域を合算した場合、第1号被保険者の数が6,000人を超過すること
 - 地域包括支援センターの運営法人が異なること
- ・以上から、現状は施行規則を改正し、将来的に複数圏域の合算の運用を可能とする法整備を行うことに留め、具体的な運用方法については、今後必要性の発生に合わせて段階的に検討を進めていくこととする。